静岡県農業振興公社と連携協定を締結しました

９月１０日、（公社）静岡県農業振興公社と（一社）静岡県発明協会が連携協定を締結しました。

当日の協定締結式には、当協会の脇屋代表理事が出席し、農業振興公社の大谷理事長との間で協定を締結し、静岡県経済産業部農業戦略課の石川課長に立会人となっていただきました。

協定の目的は、農業振興公社が事務局となっている静岡県農業経営相談所（県内７か所の農林事務所に設置）に、知的財産権についての相談が寄せられた場合、当協会が運営する知財総合支援窓口の知的財産権の専門家である弁理士を派遣する等、農業者の様々な経営課題に対して適切に支援を行うことにより、地域経済の活性化を図ろうとするものです。

農業分野における今後の知的財産活用の可能性は大きいと考えており、当協会として、知的財産の観点から農業者の皆さんを支援することにより、静岡県の農業がさらに発展することに少しでもお役に立つことができるよう努めてまいります。